

維持管理に関する計画書

施設の維持管理方法	産業廃棄物の受入方法	ごみの種類・量及び搬入形態等を把握し、産業廃棄物処理施設維持管理記録簿に記録します。
	施設作業時の維持管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理計画書に各種対応を記載します。 ・維持管理計画書に基づき管理を行います。 ・維持管理計画書（浸出水処理設備の運転方法）に基づき管理を行います。 ※維持管理基準に即した内容とすること。
	維持管理基準への対応状況	別記様式 5 0 - 1 - 2 (管理型) のとおり
	埋立終了後の施設の維持管理方法	維持管理計画書（埋立終了後の管理方法）に基づき管理を行います。
	施設整備・点検の頻度	設備チェックシートにより行います。 日常点検、定期点検 1 年 1 回行います。
維持管理に関する記録及び閲覧方法	閲覧場所	状況報告書等を整備し管理事務所に保管し、常時閲覧できる状態にします。
	閲覧対応日時	営業時間（月曜日～土曜日 AM9：00～PM5：00）
	記録する事項、記録の時期及び備え置く期間	産業廃棄物処理施設維持管理記録簿 維持管理用チェックシート及び産業廃棄物管理票 ※閲覧方法は焼却施設及び最終処分場のみ記載

異常時の連絡体制 別添「緊急時連絡体制組織図」のとおり

排ガスの性状等	設計計算値	維持管理基準値	協定値	法令基準値	測定頻度
ばいじん (g/Nm ³)					
硫黄酸化物 (Nm ³ /hr)					
窒素酸化物 (cm ³ /Nm ³)					
塩化水素 (mg/Nm ³)					
ダイオキシン類 (ng-TEQ/Nm ³)					

※騒音、振動等についても周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値を定める場合には、適宜記載すること。

別記様式 50-1 (最終処分場用)

(第2面)

放流水の水質等	設計計算値	維持管理基準値	協定値	法令基準値	測定頻度
水素イオン濃度 (pH)	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	1ヶ月に1回以上
生物学的酸素要求量 (BOD) (mg/L)	30	30	30	≦60mg/L	
化学的酸素要求量 (COD) (mg/L)	-	-	-	≦90mg/L	
浮遊物質 (SS) (mg/L)	10	30	30	≦60mg/L	
ノルマルヘキサン抽出物含有量 (鉱油) (mg/L)	5	5	5	≦5mg/L	1年に1回以上
ノルマルヘキサン抽出物含有量 (動植物性油) (mg/L)	30	30	30	≦30mg/L	
フェノール類含有量 (mg/L)	5	5	5	≦5mg/L	
銅含有量 (mg/L)	3	3	3	≦3mg/L	
亜鉛含有量 (mg/L)	2	2	2	≦2mg/L	
溶解性鉄含有量 (mg/L)	10	10	10	≦10mg/L	
溶解性マンガン含有量 (mg/L)	10	10	10	≦10mg/L	
クロム含有量 (mg/L)	2	2	2	≦2mg/L	
大腸菌群数 (個/cm ³)	日間平均 3,000個/cm ³	日間平均 3,000個/cm ³	日間平均 3,000個/cm ³	≦日間平均 3,000個/cm ³	
窒素含有量 (mg/L)	120 (日間平均 60mg/ℓ _{SS})	120 (日間平均 60mg/ℓ _{SS})	120 (日間平均 60mg/ℓ _{SS})	≦120mg/L (日間平均 60mg/L)	
燐含有量 (mg/L)	16mg/L (日間平均 8mg/L)	16mg/L (日間平均 8mg/L)	16mg/L (日間平均 8mg/L)	≦16mg/L (日間平均 8mg/L)	
アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 (mg/L)	0.005	0.005	0.005	≦0.005mg/L	
カドミウム及びその化合物 (mg/L)	0.1	0.1	0.1	≦0.1mg/L	
鉛及びその化合物 (mg/L)	0.1	0.1	0.1	≦0.1mg/L	
有機燐化合物 (mg/L)	1	1	1	≦1mg/L	
六価クロム化合物 (mg/L)	0.5	0.5	0.5	≦0.5mg/L	
ヒ素及びその化合物 (mg/L)	0.1	0.1	0.1	≦0.1mg/L	
シアン化合物 (mg/L)	1	1	1	≦1mg/L	
ポリ塩化ビフェニル (PCB) (mg/L)	0.003	0.003	0.003	≦0.003mg/L	
トリクロロエチレン (mg/L)	0.3	0.3	0.3	≦0.3mg/L	
テトラクロロエチレン (mg/L)	0.1	0.1	0.1	≦0.1mg/L	
ジクロロメタン (mg/L)	0.2	0.2	0.2	≦0.2mg/L	
四塩化炭素 (mg/L)	0.02	0.02	0.02	≦0.02mg/L	
1,2-ジクロロエタン (mg/L)	0.04	0.04	0.04	≦0.04mg/L	
1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	1	1	1	≦1mg/L	
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	0.4	0.4	0.4	≦0.4mg/L	
1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	3	3	3	≦3mg/L	
1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	0.06	0.06	0.06	≦0.06mg/L	
1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	0.02	0.02	0.02	≦0.02mg/L	
1,4-ジオキサン (mg/L)	0.5	0.5	0.5	≦0.5mg/L	
チウラム (mg/L)	0.06	0.06	0.06	≦0.06mg/L	
シマジン (mg/L)	0.03	0.03	0.03	≦0.03mg/L	
チオベンカルブ (mg/L)	0.2	0.2	0.2	≦0.2mg/L	
ベンゼン (mg/L)	0.1	0.1	0.1	≦0.1mg/L	
セレン及びその化合物 (mg/L)	0.1	0.1	0.1	≦0.1mg/L	
ほう素及びその化合物 (mg/L)	50	50	50	≦50mg/L	
ふっ素及びその化合物 (mg/L)	15	15	15	≦15mg/L	
アンモニア、アンモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	200	200	200	≦200mg/L	
ダイオキシン類 (pg-TEQ/Nm ³)	10	10	10	≦10pg-TEQ/Nm ³	

別記様式50-1-2 維持管理基準等への対応状況(管理型最終処分場)

1 維持管理基準*関係

基準	措置内容	関連書類等
飛散、流出 (第2条第2項柱書き ⇒第1条第2項第1号)	<ul style="list-style-type: none"> ・処分場堰堤及び覆土で対応します。 ・飛散防止ネットフェンスを設置します。 	Index-18 図面-3・45
悪臭 (第2条第2項柱書き ⇒第1条第2項第2号)	<ul style="list-style-type: none"> ・覆土により防止します。また、場合によっては消臭剤等の散布を行います。 	Index-18 図面-5.6
火災 (第2条第2項柱書き ⇒第1条第2項第3号)	<ul style="list-style-type: none"> ・浸出水処理施設、処分場入口に消火器を設置します。 	Index-18 図面-3
衛生害虫等 (第2条第2項柱書き ⇒第1条第2項第4号)	<ul style="list-style-type: none"> ・覆土により防止します。また、場合によっては薬剤等の散布を行います。 	Index-18 図面-5.6
立札 (第2条第2項柱書き ⇒第1条第2項第6号)	<ul style="list-style-type: none"> ・施設入口に表示板設置します。 	Index-18 図面-51
囲い (第2条第2項第3号 ⇒第1条第2項第5号)	<ul style="list-style-type: none"> ・施設外周に侵入防止柵を設置し、施設入口には門扉を設け、休止時には施錠し関係者以外の進入を防止します。 	Index-18 図面-46
擁壁等の点検 (第2条第2項第3号 ⇒第2条第1項第7号)	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に点検を行い、擁壁等の破損個所が見つかった場合は搬入を停止し、直ちに調査を行い、対策工事を行います。 	Index-12 維持管理計画書 P3
遮水工の砂等による被覆 (第2条第2項第3号 ⇒第2条第1項第8号)	<ul style="list-style-type: none"> ・遮水工の上部に保護マット(10mm)、保護砂50cmを敷き、法面には遮光マット、上部に畳を敷設し遮水工を保護します。 	Index-18 図面-22
遮水工の点検 (第2条第2項第3号 ⇒第2条第1項第9号)	<ul style="list-style-type: none"> ・遮水工は穴あき、引き裂き傷等を、1回/日点検を行います。 	Index-12 維持管理計画書 P3
地下水等の水質検査 (第2条第2項第3号 ⇒第1条第2項第10号 ほか)	<ul style="list-style-type: none"> ・処分場の上流、下流 2箇所にて地下水採取設備を設置します。 ・地下水の電気伝導率は1回/月、地下水等検査項目は1回/年測定を行います。 	Index-18 図面-50 Index-12 維持管理計画書 P4
地下水の水質悪化が認められた場合の措置 (第2条第2項第3号 ⇒第1条第2項第11号 ほか)	<ul style="list-style-type: none"> ・地下水検査において、地下水の悪化が認められた場合、安平町、胆振総合振興局環境生活課に連絡し、遮水シート等の詳細調査を行い、補修等の対策を行います。 	Index-12 維持管理計画書P6
雨水流入防止(被覆型) (第2条第2項第3号 ⇒第1条第2項第12号 ほか)		
調整池の点検 (第2条第2項第3号 ⇒第1条第2項第13号)	<ul style="list-style-type: none"> ・調整池は水深、遮水シートの状況を、1回/日点検を行います。 	Index-12 維持管理計画書P3

基準	措置内容	関連書類等
浸出液処理設備の点検 (第2条第2項第3号 ⇒第1条第2項第14号)	・浸出液処理設備は水量、温度、水質(pH,BOD,SS)及び各装置の状況は1回/日行います。 ・運転条件の設定は4回/年行います。	Index-12 維持管理計画書P3
導水管防凍措置の点検 (第2条第2項第3号 ⇒第1条第2項第14号の2)	・冬期は導水管の凍結について点検を行います。	Index-12 維持管理計画書P3
雨水集排水設備の点検 (第2条第2項第3号 ⇒第1条第2項第15号)	・雨水排水設備は土砂、枯葉等のつまりを防止するため、1回/月点検を行います。	Index-12 維持管理計画書P3
発生ガスの排除 (第2条第2項第3号 ⇒第1条第2項第16号)	・縦ガス抜き管、法面ガス抜き管の破損等を1回/日点検を行います。	Index-12 維持管理計画書P3
開口部の閉鎖 (第2条第2項第3号 ⇒第1条第2項第17号)	・概ね50cmの覆土を行い、開口部を閉鎖します。	Index-12 維持管理計画書P8
覆いの損壊防止 (第2条第2項第3号 ⇒第1条第2項第18号)	・覆いは1回/月点検します。	Index-12 維持管理計画書P8
残余容量の測定、記録 (第2条第2項第3号 ⇒第2条第1項第19号)	・残余容量の測定、記録は1回/年行います。	Index-12 維持管理計画書P5
記録の作成及び保存 (第2条第2項第3号 ⇒第2条第1項第20号)	・各種点検、残余容量の記録は随時作成し、廃止まで保管します。	Index-12 維持管理計画書P7

※ 「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」

2 廃止基準*関係

設備(基準)	対応・確認方法	関連図面等
悪臭発散防止 (第2条第3項柱書き ⇒第1条第3項第2号)	・最終覆土を50cm行い悪臭の発生を防止します。	Index-18 図面-5.6
火災発生防止 (第2条第3項柱書き ⇒第1条第3項第3号)	・最終覆土を50cm行い火災発生を防止します。 ・浸出水処理施設、処分場入口に消火器を設置します。	Index-18 図面-3.5.6
衛生害虫等発生防止 (第2条第3項柱書き ⇒第1条第3項第4号)	・最終覆土を50cm行い衛生害虫等発生防止します。 ・場合によっては、薬剤の散布を行います。	Index-18 図面-5.6
生活環境保全上の支障 (第2条第3項柱書き ⇒第1条第3項第11号)	・保有水等の水質検査は、pH等は1回/3月、排水基準等は1回/6月の測定を行います。 ・埋立ガスの測定は、発生量、メタン濃度、二酸化炭素濃度、硫化水素濃度を1回/3月の測定を行います。	Index-12 維持管理計画書P5

設備(基準)	対応・確認方法	関連図面等
地下水の水質 (第2条第3項第3号 ⇒第1条第3項第5号)	<ul style="list-style-type: none"> ・処分場の上流、下流 2 箇所に地下水採取設備を設置します。 ・地下水の電気伝導率は1回/月、地下水等検査項目は1回/年の測定を行います。 	Index-18 図面-50 Index-12 維持管理計画書 P4
保有水等の水質 (第2条第3項第3号 ⇒第1条第3項第6号)	<ul style="list-style-type: none"> ・保有水等の水質検査は、pH等は1回/3月、排水基準等は1回/6月の測定を行います。 	Index-12 維持管理計画書 P5
ガスの発生 (第2条第3項第3号 ⇒第1条第3項第7号)	<ul style="list-style-type: none"> ・埋立ガスの測定は、発生量、メタン濃度、二酸化炭素濃度、硫化水素濃度を1回/3月の測定を行います。 	Index-12 維持管理計画書 P5
埋立地の内部の温度 (第2条第3項第3号 ⇒第1条第3項第8号)	<ul style="list-style-type: none"> ・埋立地の内部の温度を、1回/3月の測定を行います。 	Index-12 維持管理計画書 P5
覆い (第2条第3項第3号 ⇒第1条第3項第9号)	<ul style="list-style-type: none"> ・覆いは1回/月点検します。 	Index-12 維持管理計画書P8
覆い(被覆型) (第2条第3項第3号 ⇒第1条第3項第10号)		
構造基準への適合 (第2条第3項第3号)	<ul style="list-style-type: none"> ・堰堤等の構造物は定期的に点検を行い、上記検査項目については各々決められた頻度で測定を行います。 	Index-12 維持管理計画書 P5

※ 「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」

維持管理計画書

1. 産業廃棄物の受入管理

1) 事前の確認

排出事業者から産業廃棄物の処分依頼があった場合は、あらかじめ、当該産業廃棄物の情報（種類、量、発生工程、性状、荷姿、石綿含有産業廃棄物の有無等）を入手し、必要に応じて有害物質等の分析データ等も確認した上で、受入可否を検討する。

2) 委託契約の締結

1) の事前の確認において、受入に支障がないことを確認してから、委託契約を締結する。

3) 受付作業

(1) 受付時の確認

管理棟において受付をする際には、目視により運搬車両に積まれた産業廃棄物の確認を行う。

事前に結んだ契約の内容又はマニフェストの記載内容と異なる産業廃棄物であることが確認された場合は、受入を拒否する。

(2) 計量

(1) の確認が終了した運搬車両について、トラックスケールで搬入量の計量を行い、廃棄物の種類ごとに埋立量を確認、記載する。

(3) 抜取検査

必要に応じて、搬入された産業廃棄物の抜き取り検査を行い、性状を分析する。

分析の結果、受入が不可能な物質等が確認された場合は、受入を拒否し、全量を排出事業者に戻却する。

(4) 運搬車両の洗車

搬入を終えた運搬車両は、洗車設備を用いて洗浄し、最終処分場への廃棄物の飛散を防止する。

2. 埋立作業管理

1) 埋立作業

(1) 運搬車両からダンピング(荷卸し)

産業廃棄物のダンピングは指定した埋立エリアで行う(石綿含有産業廃棄物又は廃石綿等を埋め立てる場合は、特定の埋立エリアを指定する。)

受け入れた産業廃棄物が遮水工を損壊させるおそれのある形状の場合は、遮水工に近い箇所での埋立は行わないよう配慮する。

(2) 敷き均し、転圧作業

ダンピングした産業廃棄物は、ブルドーザにより埋立エリアに敷き均し、転圧を行う(必要に応じ、破碎・混合作業も実施する)

石綿含有産業廃棄物を埋め立てる際は、敷き均し・転圧作業は行わず、ダンピング後その表面に速やかに覆土する。

廃石綿等は飛散防止措置を行い二重梱包されたもののみを受け入れ、埋め立てる際は敷き均し・転圧作業は行わず、ダンピング後その表面に速やかに覆土する。

2) 埋立時の覆土

一日の作業終了時には覆土（約 20 c m）を行う。

ただし、飛散する恐れのある廃棄物や悪臭が発生する可能性のある廃棄物を受け入れた場合などは、必要に応じて適宜覆土を行うこととする。

3) 中間覆土

廃棄物層の厚さが概ね 3m に達したときには、約 50cm の中間覆土を行う。

4) その他環境保全対策等

埋立作業の実施時に、粉じんの発生や廃棄物の飛散が生じる恐れがある場合は、散水を行うなどして支障の発生防止に努める。

また、強風時には埋立作業を行わないものとする。

必要に応じて消臭剤を散布し、悪臭発散を防止する。

3. 施設の整備・点検計画

施設の機能維持に影響を与える異状を早期に発見するため、各設備の整備・点検計画を次のとおり定める。

1) 点検の種類

当該最終処分場においては、次の点検を実施する。

(1) 日常点検

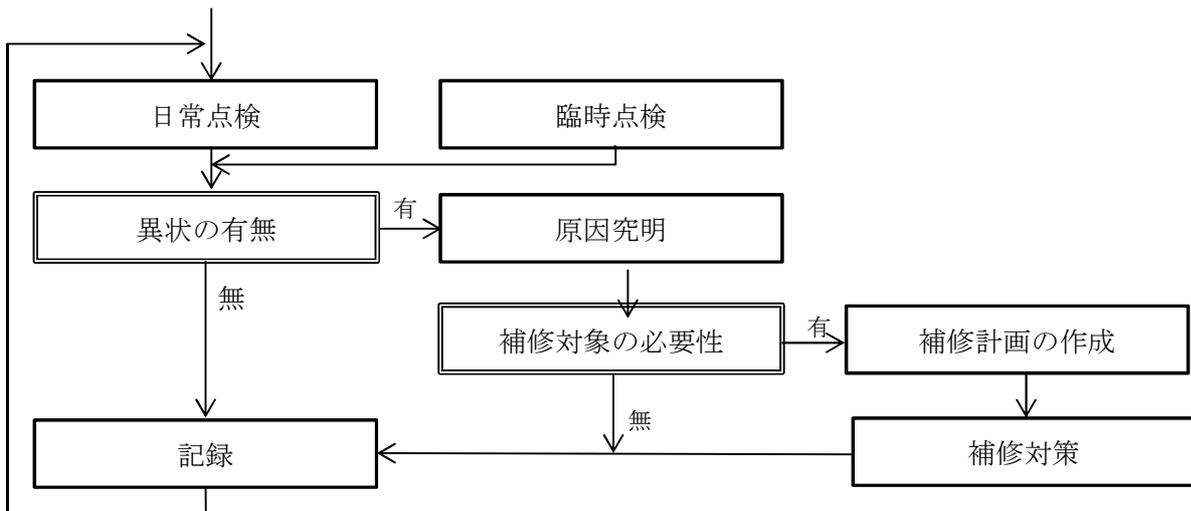
周辺環境に影響を及ぼすことなく施設の機能を維持するために、異状の早期発見を目的として実施する点検。

(2) 臨時点検

大雨、地震時などの異常時に随時実施する点検。

2) 点検管理フロー

各設備の点検は、下記フローに基づき実施する。



3) 点検内容等

各設備の点検項目、点検頻度及び点検方法は次のとおりとする。

ただし、大雨・地震等などの異常時は、これらの点検項目のうち点検が必要と認められる項目につ

いて、臨時点検を実施する。

表-1 各設備の点検内容等

点検設備	点検項目	点検頻度	点検方法
貯留構造物 (土えん堤)	堤体への廃棄物・土砂の推積	1回/週	目視
	堤体からの漏水		
	堤体の亀裂		目視(測定)
	堤体の膨潤		目視
	堤体の沈下	1回/月	沈下計(測量)
	小段の浸食・崩壊	1回/週	目視(測定)
	法面の浸食・洗掘		
	法面のはらみだし		目視
	法面の崩壊・崩落		
	基礎地盤の沈下	1回/月	沈下計(測量)
	地山の滑落・崩壊	1回/週	目視
立札	汚れ・損壊	1回/月	目視
	記載内容		
囲い	破損・損壊	1回/月	目視
	範囲明示杭等の状況		
遮水工	穴あき、引き裂き傷、ひび割れ	1回/日	目視
	異常な伸び		
	マットの膨らみ、へこみ、突っ張り		
	マットの剥がれ		
	マットの劣化状況		
	降雨後の湛水状況		
	接合部の剥がれ、口あき		
	マット下部地盤の状況		
浸出液 処理設備	浸出液の水量、水温、水質	1回/日	流量計/温度計/分析
	運転条件の設定	4回/年	確認/再検討
	各処理装置、機器類の状況	1回/日	目視(計測)
調整池	水深	1回/日	計測
	遮水シートの状況		目視
各種 集排水設備	管のひび割れ・損傷(露出部)	1回/月	目視(カメラ)
	スケール付着、土砂堆積状況		
	被覆材の流出(露出部)		
	水量		目視(計測)
その他の設備	支障の有無	1回/月	目視

4) 異常発見時の対応

3) の点検により異常が発見された際は、原因究明調査を行う。

調査の結果、補修が必要と認められる場合は、補修計画を作成の上、設備の補修・整備を行う。

なお、補修が設備の変更を伴うものとなる場合は、事前に法的手続きの有無等について胆振総合振興局と相談する。

5) 点検結果等の記録

点検結果・補修整備事項などの記録を取り、当該最終処分場の廃止までの間保存する。

6) 施設の整備

(1) 保有水等集排水設備・地下水採取設備

3年に1回を目途に洗浄を行うこととする。

(洗浄は、水質検査の終了後に実施する。)

(2) 計量設備(トラックスケール)

年に2回、計量法に基づく定期検査を実施する。

4. 浸出液処理設備の維持管理

1) 低温時の対応

冬季などの低温時は、加温槽を稼働させ常に水温を15℃以上に維持して処理することとし、水温低下による処理能力の低下を防止する。

2) 濁水時の対応

濁水時には、必要に応じて生物処理槽に栄養源の添加などを行い、槽内の微生物環境の維持を図る。

3) 増水時の対応

増水が予想される時期には、流水調整機能を確保するため、事前に調整池の貯留水量の削減に努め、必要に応じて調整池の堆積物の除去も実施する。

調整池での貯留容量を超えるような想定以上の降雨となった場合は、埋立地と調整池との間の導水管に設けたバルブを閉じ、一時的に浸出水を埋立地内部に貯留し、浸出液の流出を防止する。

4) 水量・水質変動への対応

処理水量や処理水質の変動に応じて、各処理水槽における滞留時間や薬剤の投入量等の調整を行い、適切な処理レベルの維持に努める。

5) 汚泥の処理

浸出液処理設備の運転に伴い発生した汚泥は、附帯する脱水設備で脱水処理を行った後、埋立地で埋立処分する。

6) 従業員への教育

浸出液処理設備の運転マニュアルを設備し、その内容について従業員に周知徹底する。

5. モニタリング

施設の機能・周辺の環境に与える影響及び廃止基準の達成状況などを把握するため、次のとおりモニタリングを行う。

1) モニタリング内容等

当該最終処分場におけるモニタリング対象、項目、頻度等は次のとおりとする。

(1) 埋立開始前

検査対象	検査項目	検査箇所	検査頻度	備考
地下水	地下水等検査項目	地下水採取設備 (上流・下流)	埋立開始前 1回	
	電気伝導率			
	塩化物イオン濃度 ダイオキシン類			

(2) 埋立開始から廃止まで

検査対象	検査項目	検査箇所	検査頻度	備考
地下水	地下水等検査項目	地下水採取設備 (上流・下流)	1回/年	
	電気伝導率		1回/月	
	ダイオキシン類		1回/年	
処理原水	pH等	浸出液処理設備 原水槽	1回/週	※1
	排水基準等		1回/年	※2
放流水	pH等	浸出液処理設備 処理水槽	1回/月	※1
	排水基準等		1回/年	※2
	DXNs		1回/年	
悪臭	硫化水素臭	埋立エリア	随時	
残余容量	残余の埋立容量	埋立地	1回/年	※3

(3) その他廃止基準関係

検査対象	検査項目	検査箇所	検査頻度	備考
保有水等	pH等	埋立地内	1回/3月	※1、※4
	排水基準等	浸出水排水ピット	1回/6月	※2、※4
埋立ガス	発生量	ガス抜き設備 (堅型ガス抜き管)	1回/3月	※5
	メタン濃度			
	二酸化炭素濃度			
	硫化水素濃度			
埋立地 温度	埋立地内温度	ガス抜き設備(堅型管)	1回/3月	※6
	埋立地外温度	地下水採取設備(下流)	1回/3月	

※1 pH等=pH、BOD、SS、T-N

※2 排水基準等=排水基準項目、維持管理基準値設定項目のうちpH等以外の項目

※3 埋立地の残余の埋立容量について、原則として測量により確認する。なお、当該検査は、埋立終了後は実施しない。

※4 埋立終了後の最初の検査の結果によっては、検査は1回/年の頻度とし、水質が落ち着いてきた時点で、表記の検査頻度に変更する。

※5 埋立終了後の最初の検査でガスの発生が確認されない場合は、廃止確認申請の直前に再度実施するのみである。

※6 埋立終了後の最初の検査で埋立地内と埋立地外の温度の差が20℃未満である場合は、廃止確認

申請の直前に再度実施するのみとする。

2) 異状時に講じる措置

(1) 埋立開発前

地下水水質検査で異状（地下水等検査項目の検出など）が確認された場合は、原因究明調査を行う。

また、異状が確認された項目については、1) (2) における検査頻度を1回/3月とし、一定期間継続監視する。

(2) 埋立開始から廃止まで

①地下水

地下水水質検査で異状（水質の悪化など）が確認された場合は、その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかである場合を除き、原因の調査を行う。

また、水質検査結果及び原因調査方針について、速やかに胆振総合振興局に報告する。

原因調査の結果、その原因が当該最終処分場にあることが判明した場合は、ただちに廃棄物の搬入及び埋立処分を中止し、胆振総合振興局と協議の上、適切な対策を講じるものとする。

②放流水

a. 基準超過時

放流水水質検査で特異な異常（排水基準等基準超過など）が確認された場合は、ただちに廃棄物の搬入及び埋立処分を中止し、基準に不適合となった原因の調査を行う。

また、水質検査結果及び原因調査方針について、速やかに胆振総合振興局に報告し、対応を協議した上で適切な対応を講じるものとする。

b. 水質悪化時（基準超過が見られないが、地下水等検査項目を検出した場合など）

放流水水質検査で異状（過去に検出していない項目の検出など）が確認された場合は、その原因の調査を行い、適切な対策を講じるものとする。

③悪臭

埋立時に硫化水素臭が確認された場合は、ただちに臭いが確認された埋立エリア周辺を立入禁止とし、適切な防護策を講じた上で埋立ガスの硫化水素濃度を測定するとともに、原因の調査を行う。

また、測定した硫化水素濃度及び原因調査方針について、速やかに胆振総合振興局に報告し、対応を協議した上で適切な対応を講じるものとする。

6. 情報管理

1) 維持管理に関する記録の作成及び閲覧

廃棄物の埋立量、施設の点検結果及びモニタリング結果等については、記録を作成し、その一部については、次のとおり閲覧に供する。

なお作成した記録は当該最終処分場の廃止までの間、保存する。

①閲覧場所

DINS北海道(株) 最終処分場管理棟事務室

②閲覧時間

9時から17時まで（日曜日及び祝祭日は除く）

③閲覧期間

当該記録を閲覧場所に備え置いた日から3年間

④閲覧に供する記録及び据え置く期日

表-2のとおりとする。

表-2 閲覧に供する記録及び据え置く期日

	閲覧に供する記録	据え置く期日
1	埋め立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量	翌月の末日
2	擁壁等の点検を行った年月日及びその結果	当該点検を行った日の属する月の翌月の末日
	擁壁等が損壊する恐れがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容	当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日
3	遮水工の点検を行った年月日及びその結果	当該点検を行った日の属する月の翌月の末日
	遮水工の遮水効果が低下するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容	当該措置を講じた日の属する月の翌月の末実
4	水質検査に係る地下水又は放流水を採取した場所	当該水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日
	水質検査に係る地下水又は放流水を採取した年月日	
	水質検査の結果の得られた年月日	
	水質検査の結果	
5	地下水の水質悪化等が認められた場合に、必要な措置を講じた年月日	当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日
	上記措置の内容	
6	調整池の点検を行った年月日及びその結果	当該点検を行った日の属する月の翌月の末日
	調整池が損壊するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容	当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日
7	浸出液処理設備の点検を行った年月日及びその結果	当該点検を行った日の属する月の翌月の末日
	浸出液処理設備の機能に異常が認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容	当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日
8	導水管等の防凍措置の点検を行った年月日及びその結果	当該点検を行った日の属する月の翌月の末日
	有効な防凍のための措置の状況に異常が認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容	当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日
9	残余の埋立容量の測定を行った年月日及びその結果	当該測定の結果の得られた日の属する月の翌月の末日

2) 維持管理の状況に関する情報及び維持管理に関する計画の公表

上記 1) の閲覧に供する記憶及び当該最終処分場の維持管理に関する計画は、次のとおりインターネットを利用して公表する。

(1) 公表するホームページのアドレス

<http://www.dinsgr.co.jp/> (変更する場合があります。)

(2) 公表期間

①維持管理の状況に関する情報

表-2 に定める備え置く期日から起算して 3 年を経過するまでの間

②維持管理に関する計画

許可後から当該最終処分場の廃止までの間

7. 埋立処分終了後の維持管理

1) 埋立処分終了後の維持管理費用

埋立処分終了後廃止までの間の維持管理費用に充てるため埋立期間中に法に基づき適正に維持管理積立金を積み立て、埋立終了後には、積み立てた額の中から当該年度の維持管理に必要な額を取り戻して適正な維持管理を行う。

2) 埋立終了時の措置

(1) 廃棄物の埋立終了後は、埋立地の開口部を 50 cm 以上の土砂で最終覆土する。

また、覆土面は張芝及び低木の植樹により植生工を施す。

(2) 発生ガス及び埋立地内外の温度を確認し、モニタリングの要否を確認する。

3) 廃止までの維持管理

埋立終了後には、3つの施設の整備・点検計画の表-2に次の項目を追加する。

点検設備	点検項目	点検頻度	点検方法
覆い	損壊の有無	1回/月	目視